

第 11 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和元年11月25日 午後3時00分から4時45分
- 2 開催場所 音更町役場 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 川 博	出席	11	白 川 勝	出席
2	伊 藤 雅 明	出席	12	平 尾 秀 元	欠席
3	小 原 悟	出席	13	大 場 隆 明	出席
4	土 田 純 雄	欠席	14	西 川 彰	出席
5	貞 廣 涉	出席	15	鈴 木 賢	出席
6	石 王 雅 士	出席	16	大 西 忠 義	出席
7	林 雅 浩	出席	17	石 川 清 光	出席
8	茂古沼 美 則	出席	18	高 野 春 夫	出席
9	田 守 文 夫	出席	19	木野村 英 明	出席
10	大 熊 秀 之	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	木 谷 康 臣
農 地 振 興 係 主 任	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員

3番	小原 悟 委員
5番	貞廣 涉 委員

- 5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 土地の現況証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

議案第7号 音更町農業委員会事務局規程の一部改正について

協議案第1号 委員報酬に関する要望について

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議長 ただ今から、令和元年第11回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議事録署名委員につきましては、3番 小原委員、5番 貞廣委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 (報告第1号第1項から第12項朗読、説明)
- 議長 説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 なければ、報告第1号を終了いたします。
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 (報告第2号第1項から第3項朗読、説明)
- 議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 なければ、報告第2号を終了いたします。
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第1号第1項から第3項朗読、説明)
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
なお、第1項から第3項につきましては、後ほど議案第6号においてあっせんの申出がございます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 議案第1号第1項から第3項の件について、要件を満たしているということによる

しいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第3項については、要件を満たしている
と確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

5番 こちらの件ですが、親子間の贈与によるものであります。現地の確認も事務局と
ともにしてきておりますが、何ら問題はないと思われれます。以上です。

議長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい
ませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろ
しいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可
することに決定いたします。続きまして、議案第2号第2項の件を議題と
します。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。

議長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
西川委員から、調査報告をお願いいたします。

14番 今月の20日に譲渡人にお話を伺ってまいりました。この案件ですけれども、3
前から譲受人の方へ3条で段階的に売買をしているものでございます。売買金額につ
きましては、反当りの金額が地域的には高めの数字となっておりますが、何ら問題
はないと思われれます。以上です。

議 長 西川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

ここで、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

本件につきましては、転用者が昭和牧場の一部を使用して十勝川温泉を利用する観光客に雪上を利用したアウトドアメニューを提供するため、一時転用する計画であります。期間は、令和元年12月29日から令和2年3月15日までとなっていることから、農地法施行令第11条第1項第1号の一時転用の例外許可事由にあたると思われれます。

一般基準につきましては、別添「調査書」の2ページから7ページにあるとおりで、本事業は、転用者が保有している資産と人員で行うため、新たな資金調達は発生いたしません。また、転用することによって付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと思われれます。

本件は、平成24年度から同じ場所で利用されておきまして、利用者数の過去3カ年の実績では、平成28年は18人、平成29年は21人、平成30年度は雪不足の影響で1人の利用状況となっております。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っていますので調査報告をいたします。

今、事務局の方から説明がございましたとおりでございます。これは、6年間ぐらい前からスノーシューとスノーモービルを昭和牧場の中で観光客に対してこのようなことで利用したいということで許可申請が出ている案件でございまして、一時期の利用を農業委員会の方へ確認を取っていただいているというような案件でございます。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定

いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の8ページから10ページのとおりであります。利用状況はそれぞれ申請地目のとおりとなっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、調査委員会で協議されていますので、伊藤委員から調査委員会の結果報告をお願いいたします。

2 番 11月12日の午前11時、大西農地調整副部長、それから担当の貞廣委員、事務局より福井事務局長、小川主任と私と5名で調査してまいりました。

まず、池沼と申請のありました土地につきましては、そこに水があるという形ではありませんが、相当昔に水田として利用したと思われるようなくぼみがございまして野地のような状態であったということでございます。

宅地と申請のありました土地につきましては、ホテルが建設されておりまして宅地ということで、この部分についての現況証明は問題ないというふうに思います。

雑種地と申請のありました一番面積の大きい土地ですが、そこに隣接する農地だったところにつきましては平成29年の5月26日に非農地証明が出ているということで、蛇足にはなるかもしれませんが、資産税係の方では今回の願出地においても隣接する土地についても平成30年度以降、雑種地として課税しているというようなことでもございました。

そのようなことで、調査結果といたしまして、土地所有者からお話を聞いた時点でここを許可したその後に具体的に何に使うというような目的は今のところないということでもございました。昭和49年に嫁いでから基本的には民宿ということで農業は一切やったことがないということで、その土地につきましては亡くなられた旦那様の親の代には田んぼとして使われていたようですが、昭和45年の減反政策以降、耕作する人がいなくなったと。その後、近所の農業者の方に貸すということで耕作を試みましたが、とにかく石がひどくて機械が壊れるというようなことで次の年には借りてもらえなくなったということでもございました。それからずっと放置されているのですが、一時期は馬を飼って放牧をしてはみたけれども、現在では観光目的としての馬の利用もなく、高齢になった馬を飼育するのみで、その馬の飼育自体も今はどうしようかというように悩んでおられるという状況でもございました。

現地につきましては、木が生い茂っていて、開墾をしないと畑としては作業できないというような状態であります。ですので、今後、ここを開墾して農地にしたいという人が現れない限りは当該地での現状での耕作は極めて困難であるというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 ただ今、伊藤委員から大変詳しく現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続いて、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の11ページから14ページのとおりであります。利用状況はそれぞれ申請地目のとおりとなっております。以上です。

議長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

5番 こちらは、今後、農地を売買したいという中での宅地まわり、農地まわりの整理ということでございます。先日、事務局とともに現地を見させてもらっておりますが、少しびつで分かりにくいかと思いますが、雑種地と申請された土地につきましては、元々、用水路が通っておりまして今は畑に行く通路等となっておりますので雑種地ということで何ら問題はないと思われまます。

宅地と申請された土地につきましては、こちらは川が流れており、それに対して斜めに細長く杭を打たなければならない状況ではあるのですが最低限の面積での願出となっております、問題はないと思われまます。それから、飛び地で山林と申請された土地につきましては、ゴルフ場から十勝川温泉に向かう広域農道のはるか山の上の方にあり、現地確認がしようがない場所で、調査書の航空写真でも確認が取れるのですが、完全に山と同化しておりますので、これもやむを得ないかと思われまます。以上です。

議長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の15ページから19ページのとおりであります。利用状況はそれぞれ申請地目のとおりとなっております。以上です。

議長 議案第4号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

5番 先ほど議案第2号でふれましたが、親子間の贈与に係わる宅地まわり、農地まわり

の整理ということでございます。こちらは元屋敷なので今住んでいる自宅はないのですが、こちらを拠点に畑がまわりに点在していますので、格納庫、倉庫等が建っております。

現地確認した結果、畑としては一切使えないであろう部分のみの最低限の面積での申請となっておりますので問題はないと思われまます。

あともう一筆、大変小さな面積の山林と申請のあった土地なのですが、昔、道路が作られときに工事範囲に入らずに残ってしまった部分がございます、見る限り全く農地としては使えないので申請のとおりで問題はないと思われまます。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第4項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の20ページから22ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。白川委員から調査報告をお願いいたします。

11番 11月12日に私と事務局で現地調査を行ってまいりました。この土地につきましては、昨年まで土地の所有者のお父様の名義でしたが、お父様がお亡くなりになり相続の形で名義変更され、そのときに地目が現況と合っていないことが分かり、今回整理する運びとなった案件でございます。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第4項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第4項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第5項の件を議題とします。事務局からの説

明を求めます。

事務局長 （議案第4号第5項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の23ページから25ページのとおりであります。利用状況は原野となっております。以上です。

議 長 議案第4号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
西川委員から調査報告をお願いいたします。

14番 今月の20日に願出を出された土地の所有者の畑を瑞穂地区の方が耕作しておりますが、経営移譲に向けて息子さん名義で借換えや売買を進めており、その方にお話を伺ってまいりました。

「調査書」の24ページを見ていただければ分かりますが、本件の土地の右上の土地を3条で売買する際にこちらの土地が農地としては使えない原野のような状態であることが分かり、今後、所有地を売却していきたいと考えているため、地目の整理をしたいということで出された案件でございます。何ら問題はないと思われまます。以上です。

議 長 西川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第4号第5項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第5項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第6項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第6項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の26ページから28ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から調査報告をお願いいたします。

1 番 10月の末に事務局とともに現地の確認をしてまいりました。土地の所有者は10年ほど前に営農をリタイアしまして宝来の方に息子さんと住んでおります。今回、農地の売却に向けて屋敷まわりの整理ということでございますので、問題はないと思われまます。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第6項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第6項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第7項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第7項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の29ページから31ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第7項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っておりますので調査報告をいたします。

10月21日に事務局2名と私と土地の所有者立会いの下、現在、土地の売却に向けてすべての土地の測量を行っておりますが、宅地まわりについてもきちんと分けましょうということで申請を出させていただいております。

こちらは、高速道路ができて移転した自宅ですので、既に宅地と申請していると思っておりましたら、そこの手続きだけしていないことが分かり、自宅や車庫などが建っているものですから、今回は地杭も入れて農地と宅地を区別したというのが現況でございます、何ら問題はないというように思われます。

ただ今、現地調査報告をいたしました、みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第7項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第7項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第1項から最終の第12項まで、先ほど、報告第1号におきましてあっせんの報告として報告をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、これら第1項から第12項までにつきましては、別添「調査書」32ページから35ページまでのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項から第12項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第12項について、決定いたします。
次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第9項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。

第1項、住吉地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました住吉地区のBさん(37歳)、住吉地区のCさん(58歳)、住吉地区のDさん(47歳)の3名を選定いたしました。

第2項、桜田地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました春日地区のFさん(49歳)を選定いたしました。

第3項、東栄南地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました共進地区のHさん(56歳)を選定いたしました。

第4項、相生地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました相生地区のJさん(38歳)を選定いたしました。

第5項、上然別地区のKさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、上然別地区の株式会社Lを選定いたしました。

第6項、上然別地区のMさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、誉地区のNさん(41歳)を選定いたしました。

第7項、昭和地区のOさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、稔地区のPさん(39歳)を選定いたしました。

第8項、西昭和地区のQさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、西昭和地区のRさん(39歳)を選定いたしました。

第9項、北宝来3地区のSさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、富士地区のTさん(62歳)を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項から第9項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第9項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議 長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

続いて、議案第7号「音更町農業委員会事務局規程の一部改正について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号について、原案のとおり決定いたします。次に、協議案第1号「委員報酬に関する要望について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (協議案第1号朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、協議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

以上で議案は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第11回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

(閉会 午後4時45分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年11月25日